

申告方法

令和4年度分市民税・県民税の申告が必要な方は、下記のいずれかの方法により、3月15日までに申告書を提出してください。なお、申告会場は大変混雑しますので、郵送での提出をおすすめします。

1 申告会場で申告書を作成して提出（日程及び会場は8ページ参照）

申告会場で職員が内容を聞き取り、申告書を作成します。

事前に、このページの「申告の際に必要なもの」をご準備の上、申告会場にお越しください。

2 郵送等による提出

申告相談の必要がなく、作成済の申告書を提出される場合、郵送又は市役所税務課、唐桑総合支所・本吉総合支所、大島・階上出張所へ提出できます。

このお知らせに「市民税・県民税申告書」等の様式（各1枚）をとじ込んでいますので、必要事項を記入し、郵送又は税務課等へ提出してください。申告書等が足りない場合はコピーしてご利用ください。

提出の際の添付書類については、このページの下部「申告書を提出（郵送）する際の添付書類」を、申告書の記入方法などについては4ページ以降をご覧ください。

申告の際に必要なもの

1 申告する方の「マイナンバーカード」又は「マイナンバー通知カードと運転免許証やパスポート等の本人確認書類」

※ 代理人が申告する場合は、申告者本人（依頼する方）の「マイナンバーカード」又は「マイナンバー通知カードと運転免許証やパスポート等の本人確認書類」及び代理人の「マイナンバーカード又は運転免許証等の本人確認書類」が必要です。

2 給与及び公的年金等の源泉徴収票

3 各種控除を受ける方は、領収書・証明書・障害者手帳等・医療費控除の明細書等

4 営業・農業・漁業・不動産所得がある方は、収支内訳書や収支を科目ごとに集計した帳簿等

5 譲渡所得があった方は、譲渡収入や必要経費のわかるもの、買取り証明書等

6 確定申告で所得税の還付を受ける場合は、本人名義の口座番号を確認できるもの

例年、申告会場は大変混雑します。ご来場の際は、円滑な申告受付と待ち時間短縮のため、事前に次の書類の確認・準備をお願いいたします。

① 営業・農業・漁業・不動産所得がある方は、収支内訳書を作成しておいてください。

② 医療費控除を受ける方は医療費控除の明細書を作成しておいてください。（5・6ページ参照）

申告書を提出（郵送）する際の添付書類

- ・「マイナンバーカード（両面）」の写し又は「マイナンバー通知カードと運転免許証やパスポート等の本人確認書類」の写し
- ・給与及び公的年金等の源泉徴収票又は給与収入等を証明できるもの
- ・各種控除を受ける方は、領収書・証明書・障害者手帳の写し・医療費控除の明細書等
- ・営業・農業・漁業・不動産所得がある方は、収支内訳書
- ・譲渡所得があった方は、譲渡収入や必要経費のわかるもの、買取り証明書等

【申告書の送付先】

〒988-8501 気仙沼市八日町一丁目1番1号 気仙沼市税務課市民税係

郵便料金をご本人負担となりますので、料金に不足が生じないよう切手を貼付してください。